

令和 8 年 3 月 13 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ガラスびん事業部

事業系廃棄物（ガラスびん）の混入防止のお願い

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容リ法」といいます。）の再商品化の対象となる分別基準適合物とは、以下のとおり同法第二条第六項に定義されるものをいいます。

【容リ法第二条第六項抜粋】

この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。

一般廃棄物は、①一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物、いわゆる「家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）」と、②事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」といいます。）及び関連政令で定める 20 種類のもの）以外のもの、いわゆる「事業系一般廃棄物」に分けられます。

このうち、事業系一般廃棄物は、廃掃法第三条（事業者の責務）第一項に「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされています。従って、容リ法の対象としている分別基準適合物ではありません。

容リ法の対象であるガラスびん等の分別基準適合物として協会に引き渡されるものは、市町村が分別収集する家庭系一般廃棄物が対象ですが、まれに、飲食店等から排出されるガラスびん等を区別しないで、混入されている保管施設があることが確認されています。また、工場、オフィス等から排出されるガラスびん等も容リ法の対象としている分別基準適合物ではありません。

業務実施覚え書き（特定事業者負担分）及び業務実施契約書（市町村負担分）の冒頭部にも、容リ法第二条に定義されている分別基準適合物が対象と記載されています。

各市町村、一部事務組合におかれましては、事業系廃棄物が混入しないようにお願いします。また、事業系一般廃棄物を引き取っている保管施設では、家庭系の一般廃棄物と置き場を区別していただくようご手配をお願いします。

以上

本件連絡先：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 ガラスびん事業部
T E L : 03-5532-8695、8592 F A X : 03-5532-8515